

学 則

- 1 研修の目的 介護職員が行う業務に関する知識及び技術を修得させ、高齢社会への対応に資する。
- 2 研修の名称 介護職員初任者研修
- 3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	教材費※	受講対象者
帯広市	昼間	8 か月	6 か月	2 0	本校学生：無料 協賛会・PTA：40,000 円 一般：80,000 円	¥9,050	十勝支庁管内
帯広市	昼間	8 か月	6 か月	1 5	——	¥13,550	十勝支庁管内 ハローワーク/ 帯広高等技術 学院委託の職 業訓練生

※使用教材等により変更有

- 4 受講手続
 - (1) 募集時期 研修開始 1 か月前
 - (2) 受講料納入方法 研修開始後、持参または銀行振り込み
 - (3) 受講料返還方法 研修開始後で、教材配布後に納入のため返還なし
- 5 カリキュラム 別紙「研修カリキュラム」
- 6 主要テキスト 「介護職員初任者研修テキスト」全 2 巻（中央法規）
- 7 修了認定
 - (1) 出欠の確認方法
講義、演習科目については、各教科の開始前に、受講申込書(顔写真付)により本人確認をし出席を取る。
実習科目については、毎日出勤簿を提出して実習指導者の印を受ける。
 - (2) 成績の評定方法
全科目修了時の筆記試験に、6 割以上の正答をもって合格とする。合格に満たない場合は、再試験を受験し 6 割以上の正答をもって合格とする。なお、再試験に係る受講料については、1 科目につき 2,000 円とし、受講者負担とする。
 - (3) 修了認定の方法
全科目の全ての研修に出席し、全科目の修了時の筆記試験及び実技試験に合格すること。
ただし、欠席届を提出しやむを得ない理由と認められる欠席については考慮する。この場合は、補講を受けなければならない。
 - (4) 修了証明書 別紙「修了証明書」
- 8 補講の取扱い
研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められた者については、補講を行なう。
補講の内容については、講義もしくはレポート課題とする。なお、補講に係る受講料については、1 時間につき 2,000 円とし、受講者負担とする。

9 退学規定

- (1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届けを提出すること。
- (2) 受講者に次の行為が認められた場合には、退学を命ずることがある。
 - ア 性行不良で改善の見込がないと認められたとき
 - イ 学力劣等で修了の見込がないと認められたとき
 - ウ 正当な理由がなくして出席が常でないとき
 - エ 研修の秩序を乱しているとき

10 講師 別紙 添付 3 号様式「講師一覧」

11 実習施設 別紙 添付 5 号様式「実習施設一覧」

12 その他

注 1 事業者が学校等の場合で、法令上定めている学則があっても、介護職員初任者研修に関する学則を別途定めるものとする。

- 2 事業者は、学則そのものを提出する（本様式は、例示である。）。要綱 10 (1) に掲げる項目については、その内容が含まれるならば、別の名称であっても、項目を統合、追加しても構わない。
なお、項目によっては、必要に応じて、別紙として添付すること。

- 3 項目ごとの内容は、以下の点に留意する。

- (1) 「研修の形態」は、講義の実施方法（昼間、夜間及び通信の別）を記載すること。
- (2) 「修業年限」は、要綱 4 (3) の期間内であること。
- (3) 「研修期間」は、研修（講義、演習、実習）の開始から修了までの標準期間を、年、月又は日を単位として記載すること。例 1 年、3 か月、90 日
- (4) 「受講料」は、講習料、教材料、実習料等受講者が共通して負担しなければならない費用の総額であって、1 人分を記載すること。
- (5) 「カリキュラム」は、別紙 1 に定める科目（項目）を含み、科目（項目）名、研修時間数等を記載すること。
- (6) 「出欠の確認」は、講義・演習、実習において出欠を確認する方法、出席簿等について、記載すること。
- (7) 「成績の評定方法」及び「修了の認定方法」は、要綱 12 を満たすものであること。
修了するには、すべての科目（項目）を受講しなければならないこと。
- (8) 「補講の取扱い」は、例えば、補講の対象者、受講費用、上限時間数等を記載すること。
- (9) 「退学規定」は、退学の手続方法（受講者から退学を求める場合と事業者が一方的に退学を命じる場合の方法等）を記載すること。
- (10) 「講師」は、講師名、担当科目（項目）、資格等を事業所ごとに記載すること。
- (11) 「実習施設」は、施設名、住所、設置者等を事業所ごとに記載すること。
- (12) 「講師」、「実習施設」は、別紙として、それぞれ添付 3 号様式、添付 5 号様式を利用して構わない。